

原発差し止め 仮処分申請へ

関西と福井の住民 関電美浜3号機

運転開始から40年を超え
る老朽原発の関西電力美浜
3号機（福井県美浜町）に
ついて、関西と福井県の住
民が17日、運転差し止めを
求める仮処分を21日に大阪

地裁に申し立てる方針を決
めた。関電は、老朽原発と
して国内初となる美浜3号
機の再稼働を23日に予定し
ている。

申立人は京都、滋賀、福
井の3府県の住民9人。東
京電力福島第一原発事故を
踏まえ、原発の運転は原則
40年で、延長は可能な場合
であっても1回に限り最長
20年とされた。申立人側は
「美浜の再稼働は『40年ル
ル』の形骸化だ」と指摘。3
号機は施設老朽化に伴う金
属疲労や腐食で故障などの
危険性があり、事故時の避
難計画もコロナ禍などで実
効性がない、と訴える方針。
弁護団共同代表の井戸謙一
弁護士は「事故による被曝
の危険性が差し迫ってい
る。関電は運転をやめるべ
きだ」と話した。（室天英樹）